

特定信書便「軽貨急配 P.C. EXPRESS」「軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS」「軽貨急配 P.C. EXPRESS 1000」「軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS」「軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB」約款

目次

第一章	総則（第一条～第三条）
第二章	信書便物の引受け（第四条～第十四条）
第三章	信書便物の配達（第十五条～第二十二条）
第四章	指図（第二十三条・第二十四条）
第五章	事故（第二十五条～第二十七条）
第六章	責任（第二十八条～第三十七条）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この約款は、本店が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「法」といいます。）に基づき、特定信書便事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（役務の名称及び内容）

第二条 本店は、次の各号に掲げる特定信書便役務を提供します。

一 『軽貨急配 P.C. EXPRESS』（personal correspondence express）

ア 長さ、幅、厚さの合計が 90 cm を超え、又は重量が 4 kg を超える信書便物を送達するもの
（法第二条第七項第一号に規定する特定信書便役務）

イ 本店と利用者との間であらかじめ定めた巡回ルートおよび巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ申し出た者（以下「指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達するもの

二 『軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS』

ア 1 車立ての貸切りで集配する方法により、一通あたりの料金の額が 1,000 円を超える信書便物を送達するもの
（法第二条第七項第三号に規定する特定信書便役務）

イ 本店が信書便物を受け取った時から起算して 24 時間以内に送達する

ウ 本店と利用者との間であらかじめ定めた巡回ルートおよび巡回スケジュールに基づき、利用者および指定利用者の間を巡回しながら信書便物を送達するもの

三 『軽貨急配 P.C. EXPRESS 1000』

一通あたりの料金の額が 1,000 円を超える信書便物を送達するもの
（法第二条第七項第三号に規定する特定信書便役務）

四 『軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS』

信書便物が差し出された時から 3 時間以内に当該信書便物を送達するもの
（法第二条第七項第二号に規定する特定信書便役務）

五 『軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB』

利用者からインターネット、電話又はファックスにより差し出された信書便物の内容たる通信文、あて名等（以下「通信文等」といいます。）を通信文用紙に印字し、当該通信文等が印字された当該通信文用紙を専用台紙に納入して送達するもの
一通あたりの料金の額が 1,000 円を超える信書便物を送達するもの
（法第二条第七項第三号に規定する特定信書便役務）

2 本店が提供する『軽貨急配 P.C. EXPRESS』、『軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS』、『軽貨急配 P.C. EXPRESS 1000』、『軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS』および『軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB』の提供区域は、本店のホームページ上に掲載するほか、本店の営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（契約の成立時期及び適用規定）

第三条 「軽貨急配 P.C. EXPRESS」のうち前条第一項第一号イに規定するもの又は「軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS」のうち前条第一項第二号ウに規定するものを利用しようとする者は、あらかじめ巡回ルート及び巡回スケジュールその他本店が定める事項を記載した申込書を提出していただき、本店は次の各号を満たす場合にこれを受け付け、承諾します。

一 巡回ルートおよび巡回スケジュールが適切かつ明確に定められているものであること。

二 一か月の取扱日数が二十日程度かつ半年以上継続して信書便物を差し出すものであること。

2 信書便の利用の契約は、「軽貨急配 P.C. EXPRESS」のうち前条第一項第一号イに規定するものおよび「軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS」のうち前条第一項第二号ウに規定するものにあつては前項の規定に基づいて本店が利用を承諾したときに、それ以外のものにあつては利用者から、この約款の定めるところにより信書便物が差し出されたときに成立します。ただし、「軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB」の利用の契約は、利用者による信書便物の内容たる通信文等の差出し方法に応じて、当該各号に規定するときに成立します。

一 インターネットによる差出しの方法 本店が管理するサーバーに通信文等が記録されたとき。

二 電話による差出しの方法 本店が差出人の通信文等を了知したとき。

- 三 ファックスによる差出しの方法 当店が管理するファックス送受信装置に通信文等が記録されたとき。
- 3 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に特段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時における規定によるものとします。

第二章 信書便物の引受け

(受付日時)

第四条 当店は、受付日時を定め、当店のホームページ上に掲載するほか、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当店のホームページ上に掲載するほか、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(送り状)

第五条 当店は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一口(単数信書便物は一通一口、同一差出人から同一受取人にあてて同時に差し出された別梱包複数通の信書便物を一口といいます。)ごとに発行します。この場合において、第一号から第七号までは差出人(利用者及び指定利用者をいいます。以下同じ。)が記載し(「軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB」の場合であって電話又はファックスによる差出しによる場合は第一号から第三号までを差出人からの指示により当店が記載する場合を除きます。)、第八号から第十六号までは当店が記載するものとします(第九号は記載しない場合があります。)。ただし、「軽貨急配 P.C. EXPRESS」のうち前条第一項第一号イに規定するもの又は「軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS」のうち前条第一項第二号ウに規定するものであって、信書便物一口ごとに受取人の氏名又は名称および住所並びに配達先が記載され、かつ、第一号、第三号から第十六号まで事項並びに当該信書便物の収受が他の方法により明確であって、差出人との間で合意した場合には送り状を発行しないことがあります。

- 一 差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 受取人の氏名又は名称並びに配達先及び住所及びその電話番号
- 三 一口あたりの信書便物の通数及び品名
- 四 送達上の特段の注意事項(壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。)
- 五 高価品(貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、財務省証券、株券、債権、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品、美術品及び骨董品、一梱包ごとの容器及び包装を加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える信書便物(動物を除く。))については信書便物の種類及び価格
- 六 品代金の取立てを委託するときは、その旨
- 七 信書便物であることを示す表示及びサービス名(「軽貨急配 P.C. EXPRESS」「軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS」「軽貨急配 P.C. EXPRESS 1000」「軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS」)の別
- 八 当店の名称、住所及び電話番号
- 九 信書便物を引き受けた営業所の名称
- 十 信書便物の引受日(「軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS」の場合は引受日時)
- 十一 信書便物の配達予定日(「軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS」の場合は配達予定日時を、特定の日に受取人が使用する信書便物を当店が引き受けたときは、その使用目的及び信書便物の配達日時を記載します。)
- 十二 重量及び容積の区分
- 十三 料金額(配達料金、保険分担金、伝票代等その他送達に関する費用)
- 十四 責任限度額
- 十五 問い合わせ窓口電話番号
- 十六 その他信書便物の送達に関し必要事項

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第六条 当店が取り扱う信書便物は、三辺(長さ、幅、厚さ)の和の合計が400センチメートル以内かつ重量が85キログラム以内とします。ただし、一辺の最大長を170センチメートルとします。

(信書便物として差し出すことができない物)

第七条 次の各号に掲げる物は、これを信書便物として差し出すことができません。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物(官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物業者が差し出すものを除く。)
- 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物(官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。)
- 四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

(信書便物の内容の確認)

第八条 当店は、信書便物の引受に際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。

- 2 前項の場合において、信書便物が前条の信書便物として差し出すことができない物又は第十一条第五号若しくは第六号に規定するもの（以下この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当店は、差出人にその開示を求めることができます。
- 3 当店の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当店は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。
- 4 差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当店は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
- 5 当店は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 6 第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、点検に要した費用は差出人の負担とします。

（信書便物の包装）

第九条 差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

- 2 当店は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当店が必要な包装を行います。
- 3 前二項の規定にかかわらず、「軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB」を提供する場合には、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装を当店指定の台紙、又は当店が送達に適すると認めた専用台紙に納入することにより行います。
- 4 第七条第二号又は第三号に定めるものを差し出す場合は、信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格を記載していただきます。

（引受場所）

第十条 信書便物は、当店の営業所その他の事業場又は差出人が指定した場所において引き受けます。ただし、「軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB」を提供する場合には、次の各号に掲げる引受方法に応じて当該各号に規定する場所で引き受けます。

- 一 インターネットによる引受けの方法 当店が管理するサーバー
- 二 電話又はファックスによる引受けの方法 当店の営業所その他の事業所

（引受拒絶）

第十一条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

- 一 送達の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 二 差出人が送り状に必要な事項を記載せず（第五条ただし書に規定する場合を除きます。）又は第八条第一項の申告又は同条第二項の開示を拒んだとき。
- 三 包装が送達に適さないとき。
- 四 送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。
- 五 送達が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 信書便物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第七条第一号から第三号までに掲げるものを除く。）
 - イ その他当店が特に定めて表示したもの
- 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。

（あて名等の記載方法）

第十二条 当店は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に貼り付けます。

- 2 複数信書便物（一口）の場合は、送り状貼付の信書便物以外に1通ごとに、第五条第一号から第四号、第七号から第十一号、第十五号及び第十六号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面（荷札）を信書便物の外装に貼り付けます。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第五条ただし書に従って信書便物を引き受けたときは、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。
 - 一 信書便物であることを示す表示
 - 二 当店の名称
 - 三 信書便物を引き受けた日（本号に掲げる事項を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

（料金の收受）

第十三条 当店は、信書便物を引き受ける時に、料金を收受します。

- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、信書便物を配達する時に料金を受取人から收受することを認めることがあります。

- 一 信書便物を配達する時に料金を受取人から収受する方法
 - 二 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法
 - 三 利用者から支払委託を受けたクレジット会社（本店が指定するものに限ります。）から収受する方法。
 - 四 前金払又は概算払により収受する方法。
- 3 料金及びその適用方法については、本店が別に定める料金表によります。
- 4 料金及びその適用方法は、本店のホームページに掲載するほか、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（他の一般信書便事業者との協定等）

第十四条 本店は、差出人の利益を害しないかぎり、引き受けた信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して送達することがあります。

第三章 信書便物の配達

（信書便物の配達を行う日時）

第十五条 本店は、次の信書便物の配達予定日までに信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に引き渡すことがあります。

- 一 「軽貨急配 P.C. EXPRESS」の信書便物引渡期間は次に掲げる区分に応じ、次に掲げる日数を合算した期間とします。
 - ア 発送期間 信書便物を受取った日を含め二日
 - イ 輸送期間 自動車路線営業キロ程表に基づく輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
 - ウ 集配期間 集荷及び配達をするにあつては各一日
 - 二 「軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS」の信書便物引渡期間は次に掲げる区分に応じ、次に掲げる日数を合算した期間とします。
 - ア 信書便物を受取った日又は集荷した日、信書便物引渡日又は配達日を含め、自動車路線営業キロ程表に基づく輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
 - イ 前項の一日とは、二十四時間をさします。
 - 三 「軽貨急配 P.C. EXPRESS 1000」の信書便物引渡期間は次に掲げる区分に応じ、次に掲げる日数を合算した期間とします。
 - ア 発送期間 信書便物を受取った日を含め二日
 - イ 輸送期間 自動車路線営業キロ程表に基づく輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
 - ウ 集配期間 集荷及び配達をするにあつては各一日
 - 四 「軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB」の信書便物引渡期間は次に掲げる区分に応じ、次に掲げる日数を合算した期間とします。
 - ア 発送期間 信書便物を受取った日を含め二日
 - イ 輸送期間 自動車路線営業キロ程表に基づく輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
 - ウ 集配期間 集荷及び配達をするにあつては各一日
- 2 本店は、軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS」を提供する場合には、信書便物が差し出された時から3時間以内に名宛人に当該信書便物を配達します。
- 3 前項の規定にかかわらず、本店は送り状に信書便物の使用目的及び信書便物引渡日時を記載してその送達を引き受けたときは送り状に記載した信書便物引渡日時までに信書便物を引き渡します。

（配達の完了）

第十六条 本店は、次のいずれかをもって配達を完了します。

- 一 受取人への信書便物の引渡し
 - 二 送り状（配達証を含みます。以下第二項において同じ。）への受取人の受領印との引換えによる信書便物の引渡し（差出人の申出があった場合に限りします。）
 - 三 受取人のメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達（「軽貨急配 P.C. EXPRESS」のうち前条第一項第一号イに規定するもの又は「軽貨急配 P.C. SUPER EXPRESS」のうち前条第一項第二号ウに規定するものを提供する場合に限りします。）
- 2 本店は、前項第一号又は第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対する信書便物の引き渡し又は送り状への当該各号に掲げる者の受領印との引換えによる信書便物の引渡しをもって配達を完了したものとみなします。
- 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
 - 二 配達先が前号以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者
- 3 前二項の規定にかかわらず、「軽貨急配 P.C. EXPRESS 1000」および「軽貨急配 P.C. EXPRESS WEB」については、当店配送員が、受取人の郵便受箱（新聞受け等郵便受箱に準ずる物を含む。）への投函により配達完了とします。ただし、差出人の申出があった場合は受取人の受領印の引換えによる信書便物の引渡しをもって配達を完了します。

（受取人等が不在の場合の措置）

第十七条 当店は、受取人及び前条第二項に規定する者が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当店の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、営業所その他の事業所で信書便物を保管します。

2 前項の規定にかかわらず、受取人が自らにあてた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当店に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当店が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

（誤配達の場合の措置）

第十八条 当店は、当店の表示のある信書便物につき誤配達の際の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

（転送）

第十九条 当店は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当店の提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当店に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

（配達できない場合の措置）

第二十条 当店は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

2 当店は、前項の規定により還付の指図を受けたとき、相当の期間内に前項に規定する指示がないとき、又は指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。

3 第一項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用並びに前項に規定する還付に要した費用は差出人の負担とします。

（約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い）

第二十一条 当店は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。

（還付できない信書便物の取扱い）

第二十二条 差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当店は、その信書便物を開くことができます。

2 前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、当店は、当該信書便物を修補した上で保管します。

3 当店は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。

4 当店は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却することができます。この場合において、当店は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

5 第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当店に帰属します。

第四章 指図

（指図）

第二十三条 差出人は、当店に対し、信書便物の送達中止、還付、転送その他の処分につき指図することができます。

2 前項に規定する差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。

3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第二十四条 当店は、送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第五章 事故

（事故の際の措置）

第二十五条 当店は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

2 当店は、信書便物に著しいき損を発見したとき、又は信書便物の配達第十五条に規定する信書便物の配達を行う日時より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

- 3 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達の中止、還付その他の適切な処分をします。
- 4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当店は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。
- 6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物のき損又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

(危険物の処置)

第二十六条 当店は、取扱中に係る信書便物が第七条第一号から第三号まで又は第十一条第六号アに該当するものを内容とするときは、危険の発生を避けるために棄却その他必要な措置をすることがあります。

- 2 前項に規定する措置に要した費用は、差出人の負担とします。
- 3 当店は、第一項の規定による措置をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

(事故証明書の発行)

第二十七条 当店は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、信書便物の配達予定日(「軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS」にあっては配達予定日時の属する日)から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

- 2 当店は、信書便物のき損又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章 責任

(責任の始期)

第二十八条 信書便物の滅失又はき損についての当店の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第二十九条 当店は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物を差出人から引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、信書便物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

(免責)

第三十条 当店は、次の事由による信書便物の滅失、き損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 信書便物の欠陥、自然の消耗
- 二 信書便物の性質による発火、暴発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業若しくは同業怠業、社会的騒擾その他の事变又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 七 法令又は公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 八 差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十一条 第七条により信書便物として差し出すことができない物又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当店は、その滅失、き損又は遅延について責任を負いません。

- 2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当店がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当店は、信書便物の滅失、き損又は遅延について責任を負いません。
- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず(第五条ただし書の規定による場合を除きます。)かつ、当店がその旨を知らなかった場合は、当店は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又はき損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十二条 信書便物のき損についての当店の責任は、信書便物を配達した日から十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

- 2 前項の規定は、当店がその損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第三十三条 当店は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格(発送地における信書便物の価格をいう、以下同じ。)を送り状に記載された責任限度額(以下「限度額」といいます。)の範囲内で賠償します。

- 2 当店は信書便物のき損による損害については、信書便物の価格を基準としてき損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 3 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、差出人又は受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められると

きは、前二項の規定にかかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。

- 4 当店は、信書便物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。
 - 一 第十五条第一項の場合 第十五条の不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達予定日が信書便物の配達予定日の翌日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
 - 二 第十五条第二項の場合 第十七条の不在連絡表による通知が信書便物が差し出された時から3時間以内に行われたときを除き、当該信書便物が差し出された時から3時間以内に行われなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
 - 三 第十五条第三項の場合 その信書便物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
- 5 信書便物の滅失又はき損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当店は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。
- 6 前五項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、き損又は遅延が生じたときは、当店は、それより生じた一切の損害を賠償します。

(料金の払戻し等)

第三十四条 当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しいき損又は遅延(第十五条第二項及び第三項の場合に限ります。)が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、当店が料金を収受していないときは、これを請求しません。

(時効)

- 第三十五条 当店の責任は、受取人が信書便物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。
- 2 前項の期間は、信書便物が滅失した場合においては、信書便物の配達予定日(「軽貨急配 P.C. QUICK EXPRESS」にあっては配達予定日時の属する日)からこれを起算します。
 - 3 前二項の規定は、当店がその損害を知っていた場合には、適用しません。

(他の一般信書便事業者との協定等の際の責任)

第三十六条 当店が他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当店が負います。

(差出人の賠償責任)

第三十七条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りではありません。

